



各 位

平成 29 年 9 月 21 日

会社名 株式会社アルメディオ
代表者 代表取締役社長 高橋 靖
(コード番号 7859 東証第二部)
問合せ先 取締役 兼 執行役員
(企画・情報開示・IR 担当)
井野 博之
電話番号 042-511-0500 (代表)

第三者割当による第 4 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 4 日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による第 4 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社から予定通り本新株予約権の発行価格の総額（11,040,000 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 9 月 4 日に公表しております「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 9 月 21 日
(2) 新株予約権の総数	2,300 個
(3) 新株予約権の発行価額	総額 11,040,000 円（新株予約権 1 個につき 4,800 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,300,000 株（新株予約権 1 個につき 1,000 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 174 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 2,300,000 株です。
(5) 資金調達額	537,740,000 円（差引手取概算額：532,240,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：11,040,000 円 新株予約権行使による調達額：526,700,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	当初行使価額 229 円 当初行使価額は、平成 29 年 9 月 4 日開催の取締役会の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の 90%または 174 円のいずれか高い価額であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の 6 ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過していない場合に

	は、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (以下、「マイルストーン社」といいます。) に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	<p>① 本新株予約権の行使指示</p> <p>割当先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130% (297円) を超過した場合 (以下、かかる場合を「条件①」という。)、当社は、条件①が成就した日の出来高の15%を上限に、割当先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150% (343円) を超過した場合 (以下、かかる場合を「条件②」という。)、当社は、条件②が成就した日の出来高の20%を上限に、割当先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。 <p>上記行使指示を受けた割当先であるマイルストーン社は、当該行使指示を受けた日から10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、行使指示の株数は、直近7連続取引日 (条件成就日を含む。) の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である高橋 靖が締結した株式貸借契約の範囲内 (300,000株) としております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。</p> <p>② 行使条件</p> <p>本新株予約権を行使することにより新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日 (平成29年9月4日) 時点における当社発行済株式総数 (9,702,316株) の10% (970,232株) を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日 (以下、「取得日」といいます。) を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p>

(注) 1. 下限行使価額は、最低調達希望額である4億円と発行による潜在株式数2,300,000株から算出したしました。

以上